

新型コロナウイルスの定期接種等について

令和6年度第1回予防接種に関する自治体説明会

厚生労働省 健康・生活衛生局
感染症対策部 予防接種課

令和6年6月21日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

1. 新型コロナウイルスワクチンの定期接種等について
2. 副反応疑い報告等について
3. 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する
助成事業について
4. 主なご質問

新型コロナワクチンの定期接種に係る規定等の整備状況について

- 新型コロナワクチンの定期接種化については、令和6年4月1日に予防接種法政省令を改正し、対象者等を規定し、予診票や他のワクチンとの接種間隔についても、同日付けで適用した予防接種実施要領において示したところ。
- 他方で、**接種時期や接種回数、使用ワクチンについては、未だ示していない。**

定期接種化について（令和6年2月5日分科会資料）

【新型コロナウイルス感染症の位置づけ及びワクチンの接種について】

- 第53回分科会の議論を踏まえ、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけることとし、この際、定期接種の対象者等に関する具体的な規定については、以下のとおりとしてはどうか。

定期接種の対象者	(政令)	● 65歳以上の者 ● 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するもの（※）
	(省令)	※ 予防接種法施行規則においては、「心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者」と規定。
接種間隔・方法	(省令*)	● 毎年度一回筋肉内に注射する。
長期療養特例	(省令)	● 現行のインフルエンザと同様、特例の適用除外とする。
定期接種対象者から除かれる者等	(省令)	● 現行規定のとおりとする。
副反応疑い報告基準	(省令)	● 現在実施している特例臨時接種と同様の副反応疑い報告基準を定める。
定期接種化の開始時期	(政令)	● 令和6年4月に、新型コロナウイルス感染症をB類疾病に位置づける。 ※定期接種の開始は、令和6年の秋とする。
他のワクチンとの接種間隔	(通知)	● 注射生ワクチン以外のワクチンと同様の取扱いとする。

【用いるワクチンについて】

*を付した省令の規定については、今後の本分科会における議論等を踏まえて更に検討し、後日諮問を予定。

- 秋冬の接種に向け、用いるワクチンに含むウイルス株の選択については、インフルエンザワクチンに関する研究開発及び生産・流通部会の議論も踏まえ、最新のWHOの推奨株を用いることを基本としてはどうか。
- また、選択肢の確保の観点から、様々なモダリティのワクチンについても、開発状況に応じて用いてはどうか。
- 今後の具体的な検討については、インフルエンザワクチンにおけるワクチン株の検討と同様、研究開発及び生産・流通部会において行うこととしてはどうか。

【その他の検討事項及び今後の進め方について】

- ワクチンの初回・追加接種の取扱いについては、今後、薬事における検討状況等を踏まえ、今後改めて本分科会に報告等を行うこととしたい。
- 上記の検討状況等も踏まえ、必要な規定等について、改めて本分科会にお諮りしたい。

今年度の新型コロナワクチンの定期接種の考え方の案について

現在、ワクチンメーカーにおいて今年度の使用ワクチンの薬事承認に向けた取組が進められており、予防接種実施規則等における接種時期や接種回数、使用ワクチンの規定の整備は8月以降となる見込みであるが、今年度の新型コロナワクチンの定期接種における接種時期や接種回数、使用ワクチンに関する考え方の案については以下のとおり。

※以下の取扱いについては、審議会における議論の結果、最終的に決定される見込みであることに留意。

考え方（案）

【接種時期】

- 令和6年10月1日～令和7年3月31日の間で各自治体が設定する期間

※ 今年度実施する助成金の助成対象も、この期間に実施された定期接種とする。

【接種回数】

- 新型コロナワクチンの薬事上の用法については、「新型コロナワクチンの用法及び用量に係る記載整備について（令和6年3月4日医薬品審査管理課）」に基づき、社会環境の変化に合わせて「追加免疫を主体とした用法・用量に記載整備を行う」こととされた。
- こうした薬事上の措置を踏まえ、予防接種法に基づく接種についても、初回接種と追加接種の区分を設けず、原則として1回接種を行うとする規定が想定される。

※ 上記の薬事上の措置において、「過去に接種歴のない者は2回目接種を行うことができる」とされているものの、定期接種としては、初回接種と追加接種の区分を設けず、原則として1回接種を行うとする規定が想定される。なお、過去に接種歴がない者が2回接種を行った場合については、そのうち1回分を定期接種とする取扱いとすることを想定。

【使用ワクチン】

- 審議会の推奨事項「JN.1系統及びその下位系統へのより高い中和抗体を誘導する抗原を含むこと」に対応するワクチンとして薬事承認を受けたもの

2024/25シーズンの定期接種で使用する新型コロナワクチンの抗原組成について

第2回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 研究開発及び生産・流通部会 季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの製造等について検討する委員会	資料 1 (改)
2024（令和6）年5月29日	

まとめ

【これまでの経緯】

- 第55回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（2024年2月5日開催）において、2024年度以降の定期接種で用いる新型コロナワクチンの抗原組成について、以下の方針とされた。
 - ・最新のWHOの推奨する抗原組成を用いることを基本とすること
 - ・様々なモダリティのワクチンについても、開発状況に応じて用いること
 - ・具体的な議論は研究開発及び生産・流通部会で行うこと

【WHOの推奨】

- 2024年4月に開催されたTAG-CO-VAC（Technical Advisory Group on COVID-19 Vaccine Composition）において、ウイルスの変化がJN.1から継続することが予想されるため、新型コロナワクチンの抗原組成について、JN.1系統及びその下位系統へのより高い中和抗体の誘導を目指すことが推奨され、一つのアプローチとして1価のJN.1系統の使用が推奨

【製薬企業の報告等】

- 製薬企業から、各社のメッセンジャーRNAワクチン又は組換えタンパクワクチンについて、新たな抗原組成のワクチンの開発状況等が報告された。

〈製薬企業の報告の概要（非臨床試験の結果）〉

- JN.1の成分を含む1価ワクチン接種は、XBB対応型1価ワクチン接種と比較して、JN.1に対して誘導される中和抗体価が
 - ・初回接種又は追加接種が完了（※）したマウスにさらに追加して接種した場合は、約2～10倍高かった。
 - ・初回接種として接種した場合は、約3～47倍高かった。※初回接種又は追加接種に用いられたワクチン（従来型ワクチン又はオミクロン株成分を含むワクチン）は、製薬企業によって異なる。
- JN.1の成分を含む1価ワクチン接種は、JN.1系統の他の下位系統（KP.2等）に対して、JN.1と同等程度の中和抗体価の上昇を誘導

- 国立感染症研究所から、我が国の各系統の検出状況（JN.1系統と並んで、BA.2.86.系統とFL.15.1.1系統の組換えにより生じたXDQ系統（*）が優位）や、オミクロンXBB.1.5対応1価ワクチンの、JN.1に対する免疫原性等の知見等が報告された。
* XDQ系統はJN.1系統の祖先であるBA.2.86系統と比較して、ワクチンが中和抗体反応の主なターゲットとするスパイクタンパク上のRBD（受容体結合領域）等の構造がBA.2.86系統と類似していることが知られている。

決定事項

- 2024/25シーズンの定期接種において使用するワクチンの抗原組成について、WHOの推奨と同様に「JN.1系統及びその下位系統へのより高い中和抗体を誘導する抗原を含むこととし、その一例としては1価のJN.1系統が考えられる。」と決定した。

国民のみなさまへのわかりやすい情報提供（令和6年4月に見直し）

国民や自治体、医療従事者等へ、厚生労働省ホームページ等を通じて、情報提供を行っている。

厚生労働省ホームページ

- 国民への情報提供 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html
 - ・接種のお知らせ、有効性・安全性、Q & A 等
 - ※令和6年3月時点のQ & A https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_qa_archive.html
- 自治体への情報提供 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html
 - ・自治体向け手引き、説明会資料、通知・事務連絡 等 ※令和6年3月末までの情報
- 医療機関への情報提供 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryoukikanhenso_shirase.html
 - ・医療機関向け手引き 等 ※令和6年3月末までの情報

リーフレット等の広報資料

- ・新型コロナワクチンの全額公費による接種終了について 等
- ※令和6年3月末まで掲載
- 定期接種開始時に更新予定



厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

新型コロナワクチンに関する厚生労働省の電話相談窓口を設置。※令和6年9月末まで（4月から電話番号を変更）

（電話番号：0120-700-624 受付時間：原則9時～21時（土日・祝日も実施、対応言語により異なる）

※海外からおかけいただく場合（+81）22-745-4077

（対応言語：日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タイ語・ベトナム語）

2

1. 新型コロナウイルスワクチンの定期接種等について
2. 副反応疑い報告等について
3. 新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業に対する
助成事業について
4. 主なご質問

新型コロナワクチン接種後の副反応を疑い症状に対する診療体制の整備状況等の確認について

- 新型コロナワクチン接種後に副反応を疑う症状が認められた場合、当該被接種者が必要に応じて専門的な医療機関に円滑に受診できるよう、専門的な医療機関への協力依頼を行うこと等についてお願いしてきた。
- 令和6年6月19日に事務連絡を発出し、**専門的な医療機関の確保及び公表に関する最新の状況等**について、改めて確認させていただくこととしたので、**7月10日までにご報告をお願いしたい。**
- 今年度も引き続き、**国として研究班を設置し、実態の把握と病態の解明に必要な研究を行っていく。**研究への参加にご承諾頂いた場合は、研究へのご協力を依頼することが想定されるため、**ご承知おきいただきたい。**

新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の整備状況等の確認について (令和6年6月19日事務連絡)

事務連絡
令和6年6月19日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する
診療体制の整備状況等の確認について

新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制については、新型コロナワクチン接種後に副反応を疑う症状が認められた場合、当該被接種者が必要に応じて専門的な医療機関に円滑に受診できるよう専門的な医療機関への協力依頼を行うことや、専門的な医療機関の名称等の公表が可能となるよう当該医療機関との調整を行うこと等について、通知や事務連絡にてお願いしてきたところです（参考1）。

今後とも、新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する適切な診療体制を維持するために、以下の点について御協力をお願いいたします。

記

1. 専門的な医療機関の確認について

専門的な医療機関については、令和3年及び令和4年に発出した事務連絡（参考2）により御報告いただいたところですが、今般、住民からの相談に対応できる窓口の運用状況や、専門的な医療機関の確保及び公表に関する最新の状況等について、改めて確認させていただくこととしましたので、別紙様式に必要事項を記入の上、令和6年7月10日までに御報告いただきますようお願いいたします。

なお、別紙様式（1）に記入いただいた項目については、厚生労働省から無断で公表する予定はありませんが、専門的な医療機関の数、そのうち新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う遅延する症状に対応可能な専門的な医療機関の数及び別紙様式（2）以降の項目については、各都道府県の回答内容を取りまとめて公表する可能性がありますので、御留意ください。

副反応疑いの報告等の取扱いについて(再周知)

- 副反応疑い報告等の取扱いについては、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」に従い、御理解と御協力をいただいている。 ※平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 3 号・薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬食品局長連名通知
- 医師等が副反応疑い報告基準に定める症状等を診断した場合には、速やかに電子報告システムにてPMDAへ報告するよう周知をお願いしたい。 ※電子報告が困難な場合はFAX
- 副反応疑い報告基準に掲げる症状が接種を受けてから一定の期間内に確認された場合には（例えば、新型コロナワクチンについては、「心筋炎・心膜炎の症状が接種後28 日以内に確認された場合」はワクチンとの関連によらず）、副反応疑い報告を行うこととされている。 ※令和 5 年10月27 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課・厚生労働省医薬局医薬安全対策課事務連絡

PMDAのトップページ

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>



予防接種健康被害救済制度に基づく請求を受け付けた場合の
副反応疑いの報告等の取扱いについて（再周知）

- ※令和6年4月15日付け感発0415第9号 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知「予防接種法に基づく健康被害救済制度における医療費・医療手当請求書等の各種様式について」

予防接種法に基づく健康被害救済制度における様式

様式2-(1)

予防接種健康被害救済制度
受診証明書
(医療費・医療手当請求用)

① 氏 名	男 女		② 生年月日	年 月 日			
③ 現 住 所							
④ 申請に係る症状又は疾病の名称 ※下記(注意)3参照							
⑤ 医療を受けた日		年 月 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分
	入院 診療 実 日 数	日	日	日	日	日	日
	入院 日 数	日	日	日	日	日	日
⑥ 患者負担額	医 療 費						
	円						
	内 訳						
	特 殊 医 療 費 分	円	医療保険等自己負担額分	円			
⑦ 予防接種後副反応疑い報告 (予防接種法に基づく)	報告日 令和 年 月 日			○副反応疑い報告制度について			
	※疾病が副反応疑い報告の基準に該当する場合は、医療機関から(独)医薬品医療機器総合機構への報告が必要です。			医師等 副反応疑い  副反応 報告受付 			
上記のとおり、申請に係る医療を行ったことを証明します。							
令和 年 月 日							
医療機関の名称							
所 在 地							
開設者の氏名							
印							

3

1. 新型コロナウイルスワクチンの定期接種等について
2. 副反応疑い報告等について
3. 新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業に対する
助成事業について
4. 主なご質問

新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業について

「新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成について」（令和6年5月16日付け感発0516第152号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）にて、都道府県等に対して、「新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業実施要領」を示したところだが、**対象期間を追加し、近日中に再発出を予定。**

■新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業実施要領 概要

※対象期間を追加

1. 目的

新型コロナウイルスワクチンについては、令和6年度から予防接種法（昭和23年法律第68号）上の定期接種に位置付けられることとなったが、これまで特例臨時接種として国がワクチンの確保や配送指示を行うなど、特別な供給体制を整備して接種対応を実施してきたことから、定期接種に移行する場合の安定供給や流通、自治体や医療機関におけるワクチンの調達に懸念が残る。

このため、これまでの特別な供給体制から定期接種への移行期における激変緩和措置として、自治体における新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業（以下「本事業」という。）を実施する。

2. 対象者

本事業の助成対象は、予防接種法上の定期接種の実施主体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3. 対象期間・対象経費

令和6年度に市町村が実施する新型コロナウイルスに係る定期の予防接種（令和6年10月1日～令和7年3月31日の間で各自治体が設定する期間に限る）について、予算の範囲内において、接種1回当たり8,300円（税込）を助成する。

4. 留意事項

（1）提出書類

本事業を実施する市町村長は、厚生労働省の実施する調査において、規定の様式に従って事業計画書及び事業実績報告書を厚生労働省に提出すること。

（2）その他

○支払決定・助成金の支払

支払決定及び助成金の支払は、ワクチン生産体制等緊急整備基金の基金管理団体が実施主体として行う。

○スケジュール

助成金支払に係るスケジュールは、次ページのとおり。

助成金支払スケジュール

	2024 年 3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	2025 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
	地方議会 ▼ 自治体説明会〔本会〕			地方議会			定期接種開始								
助成金支払 に係る事務		予算要求 委託契約				① 見込数 報告		② 送金					③ 実績数 仮報告	④ 実績数 報告	⑤ 送金

- ①見込数調査報告

令和 5 年秋開始接種における 6 5 歳以上の接種率、接種者数を参考に、市区町村において令和 6 年度定期接種の接種者数を推計。
 都道府県を介して厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課へ報告。
- ②送金（1 回目）

①の見込数から算定した助成額の 1 / 4 を 1 0 月までに市区町村宛てに送金。
- ③実績数仮報告

令和 7 年 2 月までの接種実績を 3 月中に都道府県を介して厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課へ報告。
- ④実績数報告

令和 7 年 3 月までの接種実績を 4 月初旬までに都道府県を介して厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課へ報告。
- ⑤送金（2 回目）

④の実績報告をもとに助成額を算出し、②の送金額を除く残額を 5 月までに市区町村宛てに送金。

事業計画書及び事業実績報告書

新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業 事業計画書

都道府県	市区町村	令和6年4月1日 時点の65歳以上 人口	令和6年度 見込み接種者数	令和6年度所要 見込み額	令和6年度所要 見込み額 × 1/4	最終支払見込み額	備考
		(人)	(a) (人)	(b)=(a) × 8,300円 (円)	(c)=(b) ÷ 4 (円)	(d)=(b)-(c) (円)	
				0	0	0	

令和6年10月支払額

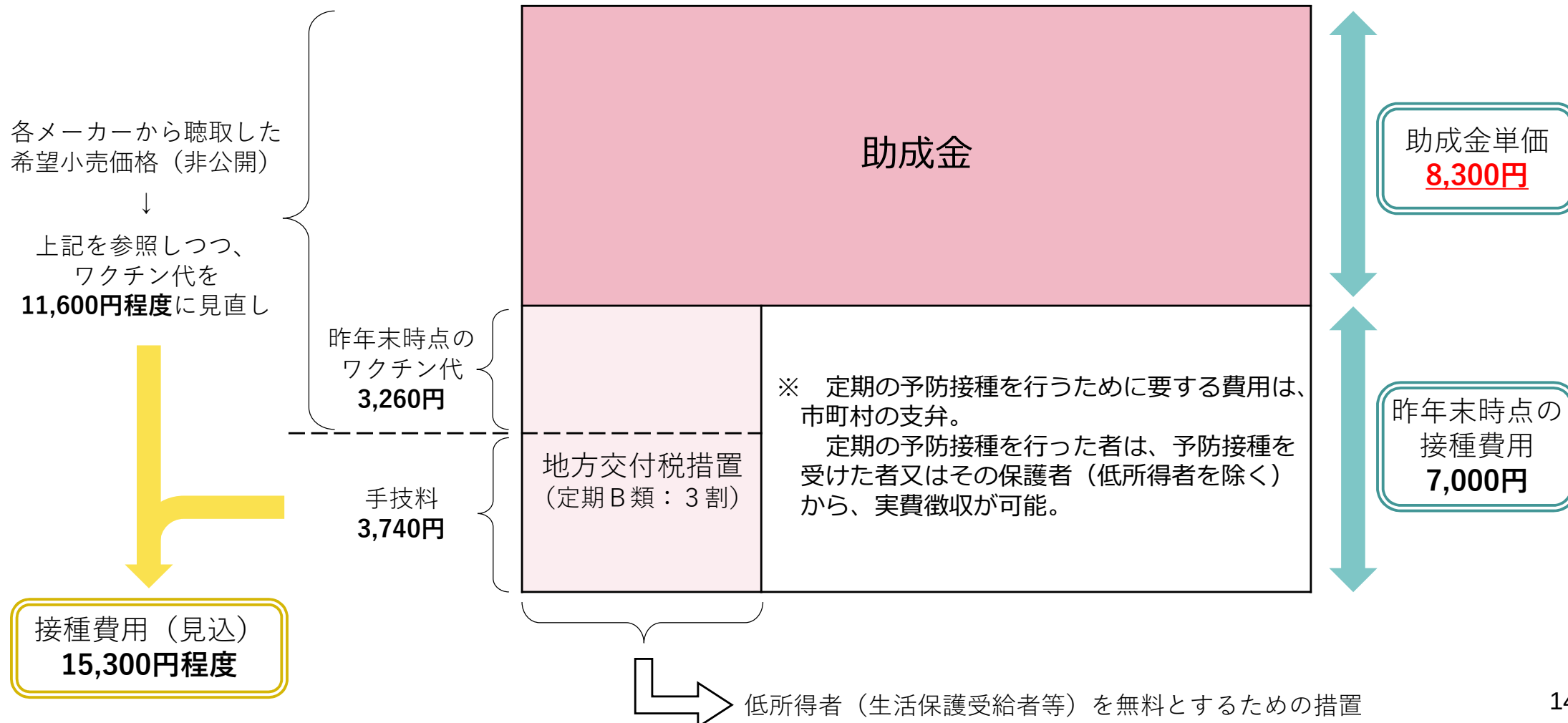
新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業 事業実績報告書

都道府県	市区町村	令和6年4月1日 時点の65歳以上 人口	令和6年度 接種者数	令和6年度所要額	令和6年度所要見込み 額 × 1/4	最終支払額	備考
		(人)	(a) (人)	(b)=(a) × 8,300円 (円)	(c)=事業計画書より (円)	(d)=(b)-(c) (円)	
				0	0	0	

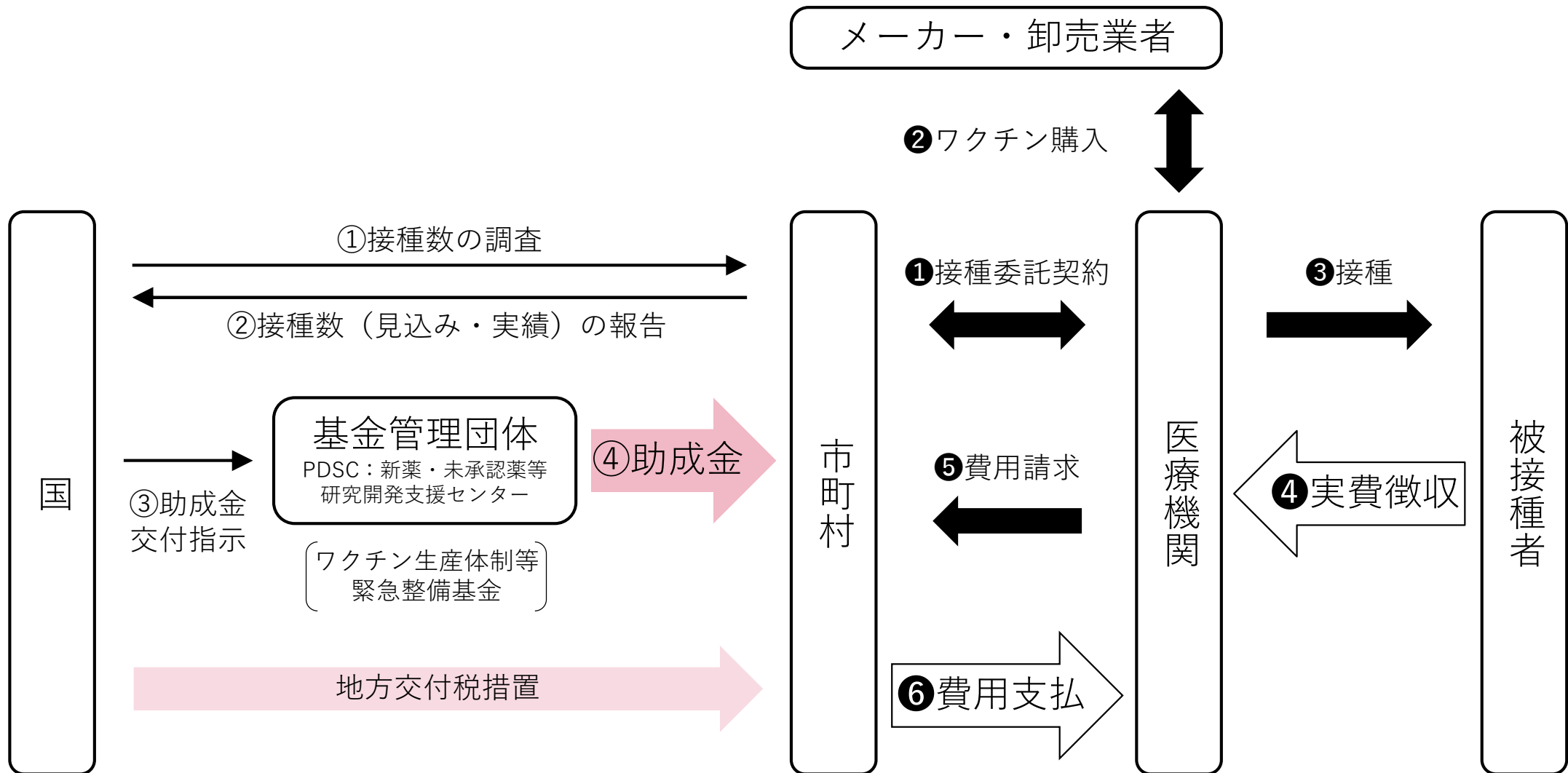
令和7年5月支払額

来年度の新型コロナワクチン接種の助成金スキーム

- 本年2月に、新型コロナワクチンのメーカー各社から、今秋の定期接種用に供給するワクチンの希望小売価格を聴取（非公開）した。
- 聴取内容を参照しつつ、昨年末時点で3,260円としていたワクチン代について、11,600円程度に見直した。
- その結果、昨年末時点で7,000円としていた接種費用の超過が見込まれるため、超過部分である「8,300円」について、市町村に対して助成金を支給することにより、引き続き7,000円の自己負担で接種が行えるようにする。



助成金支給事務手続きのフロー図



4

1. 新型コロナワクチンの定期接種等について
2. 副反応疑い報告等について
3. 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業について
4. 主なご質問

主なご質問への回答

【全般的事項】

Q1. 接種期間は令和6年10月1日～令和7年3月31日ということだが、自治体が上記期間内で接種期間を設定してもいいのか。

▶ 令和6年10月1日～令和7年3月31日までの間であれば各自治体で接種期間を設定することが可能です。

Q2. ワクチンの説明書について印刷をして配布をしたいので早めに提示してもらえないか。

▶ 説明書については特例臨時接種期間中は作成していましたが、定期接種では作成しておらず、作成予定はありません。使用上の注意等については薬事承認後の各ワクチンの添付文書や各ワクチンメーカーのホームページ等をご確認ください。

Q3. 予診票の様式を提示してもらえないか。

▶ 「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について(令和6年3月29日付け感発0329第2号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知)においてお示し済みのため、そちらをご参照ください。以下、ホームページにも掲載しております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/index.html

主なご質問への回答

Q4. 10月1日に至る前に接種をした場合は、定期接種に該当しないのか。その場合、接種費用の助成の対象となるのか。

▶ 予防接種・ワクチン分科会等において、新型コロナウイルス感染症が年末年始に比較的大きな感染拡大が見られること等の議論がなされたことを踏まえ、秋冬に接種を行うこととしていることから、令和6年10月1日～令和7年3月31日の期間外に行われた接種は定期接種には該当せず、助成の対象とはなりません。

Q5. 10月1日以降にXBB対応型1価ワクチン(旧型のワクチン)を接種した場合は、定期接種に該当しないのか。その場合、接種費用の助成の対象となるのか。

▶ 予防接種・ワクチン分科会等において、最新のWHOの推奨株を用いることを基本とされたことから、審議会の推奨事項「JN.1系統及びその下位系統へのより高い中和抗体を誘導する抗原を含むこと」に対応するワクチン以外のワクチンについては、定期接種に該当せず、助成の対象とはなりません。

【ワクチン(製剤)に関する事項】

Q6. 定期接種に用いるワクチンはどのメーカーのものになるのか。

▶ 今年度の定期接種に用いる抗原組成として、本年5月の審議会で推奨事項が示されたことを受け、各ワクチンメーカーが薬事対応を進めているため、薬事対応の状況をご確認ください。なお、抗原組成を審議した審議会において、メーカー5社※からヒアリングを行っており、各社から推奨組成への対応の意向が示されているところです。

※ファイザー、モデルナ、第一三共、武田薬品、Meiji Seika ファルマ

主なご質問への回答

Q 7. 定期接種に用いるワクチンの特徴(保存温度、保存期間、1バイアル当たりの接種回数等)を教えてください。

今年度の定期接種に用いる抗原組成として、本年5月の審議会で推奨事項が示されたことを受け、各ワクチンメーカーが薬事対応を進めているため、現時点ではお示しすることができません。

【接種方法に関する事項】

Q 8. 初回接種として2回接種する対象者がいた場合、いずれも今年度の接種費用の助成の対象と考えてよいか。

過去に接種歴のない者の2回目の接種は任意接種となり、定期接種として取り扱うことはできないものと考えられることから、初回接種として2回接種する対象者の2回目は今年度の接種費用の助成の対象外となります。

Q 9. 新型コロナワクチンと他のワクチン(インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチン等)は、同時に接種可能か。また、接種間隔を空ける必要はあるか。

新型コロナワクチンと他のワクチン(インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチン等)との同時接種は医師が特に必要と認めた場合に可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

主なご質問への回答

【小児に対する肺炎球菌ワクチン】

Q10. 検討が進められている20価結合型ワクチン(PCV20)について、いつ頃定期化するのか。

令和6年5月の第25回ワクチン評価に関する小委員会において、PCV20はPCV13及びPCV15と比較して有効性の向上が期待でき、安全性に差がなく、接種に係る費用が増加しない見込みであることを踏まえ、PCV20を定期接種に用いるワクチンに位置づける方向性で検討を進めることとされたところです。このため、審議会での検討を行い、可及的速やかに定期化する方向性で検討を進める予定です。なお、過去に、同一製造販売業者のPCV7からPCV13への切り替えは、11月1日に実施されたことがあることにご留意ください。

【健康被害救済制度】

Q11. 審査の進捗状況を知りたいと住民から市町村に相談があった場合、どうすればいいのか。

市町村から都道府県を通じて厚生労働省に問い合わせいただくことで、可能な範囲で状況について回答させていただくことは可能です。
また、ご本人確認の観点から、ご本人からの直接の厚労省への問い合わせは受け付けておりませんので、ご承知おきください。
自治体におかれましては申請者の様々なご相談を受けられているところですが、引き続き申請者に寄り添った丁寧なご対応をよろしくお願いいたします。